

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○土地収用法により事業の認定をした件

告 示

福島県告示第百九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十号の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成二十八年三月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 起業者の名称
古殿町
- 二 事業の種類
古殿町民第一体育館改築事業
- 三 収用又は使用の別を明らかにした起業地
1 収用の部分 福島県石川郡古殿町大字松川字横川地内
2 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由
申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
 - 1 法第二十条第一号の要件への適合性
古殿町民第一体育館改築事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当する。したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
 - 2 法第二十条第二号の要件への適合性
起業者は、古殿町過疎地域自立促進計画に基づき、本件事業を行うこととしてお

り、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

古殿町民第一体育館は昭和五十二年に建設されて以降、町民や各行政区などのスポーツ活動や各種イベントの拠点として、災害発生時には避難施設として利用されていたが、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震により甚大な被害を受け、その後の耐震診断で構造上危険な建築物であり改築を含めた検討が必要と判断されたことから、平成二十六年十一月を最後に使用を中止し、解体撤去されている。

解体前の古殿町民第一体育館は、町内で最大の規模の面積を有していたが、正規の規格のバスケットボールやバレーボールのコートが一面しか確保できなかったため、小規模な大会しか開催できず、町民などのスポーツ活動が制限されていた。また、駐車場は確保されていたが、各種大会やイベント時に入場できない車両が路上に駐車するなどして通行の妨げとなっていた。さらに、古殿町民第一体育館の解体に伴い、町民などは町内に既存する他の体育館を利用することとなったが、体育館数が減少したために以前よりも利用者間の利用日時の調整が必要となったことに加え、古殿町民第一体育館よりも施設が狭あいであるため、町民などのスポーツ活動が一層制限されている。

このような状況の中、本件事業の施行により、解体された古殿町民第一体育館の機能回復が図られることに加え、正規の規格のバスケットボールやバレーボールのコートが二面確保されることによるスポーツ活動の推進や路上駐車場の解消が可能となること、さらに、収容人数が増加することで、災害発生時の避難施設としての機能を強化することが可能となるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）に定める対象事業に該当しない。

なお、起業者が本起業地及び周辺地の貴重な動植物の情報について、福島県自然保護課に対し照会を行ったところ、起業地周辺において希少動植物の生息及び生育は確認されなかった。

また、古殿町教育委員会に照会したところ、本起業地内は埋蔵文化財包蔵地外であることを確認している。

(三) 事業計画の合理性

本件事業は、広範な町民の意見を反映させるために設置された社会教育委員、スポーツ推進委員及び体育・スポーツ活動団体の代表者による古殿町民第一体育

館整備検討委員会からの報告書を尊重しながら計画されたものである。
また、起業地の選定に当たっては、報告書において周辺環境に考慮し、アクセ
スが容易な場所とされていることから、町内三か所の候補地の比較検討を行って
いるが、地理的条件及び経済性から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的
であると認められる。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

古殿町では、古殿町民第一体育館が平成二十三年三月十一日に発生した東北地
方太平洋沖地震により甚大な被害を受けたため、平成二十六年十一月末を最後に
古殿町民第一体育館の使用を中止し、解体撤去している。

町民などは、町内に既存する他の体育館を利用している状況であるが、以前よ
りも利用者間の利用日時の調整が必要となったことや施設が狭あいであることが
問題となっている。

また、地元団体等から体育館改築についての要望が出されていることから、本
件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本起業地は全て本件事業の用に恒久的に供されるものであるため、取用
又は使用の別を取用としたことについても合理的であると認められる。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。
起業地を表示する図面の長期縦覧の場所

古殿町教育委員会

(土木総務課用地室)